

一般社団法人宮城就業支援ネットワーク定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人宮城就業支援ネットワークと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、障害者雇用及び就業支援の発展に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 障害者雇用・就業支援のネットワーク形成に係る支援
- 2 障害者雇用・就業支援に係る研修
- 3 障害者雇用・就業支援に係る調査
- 4 障害者雇用・就業支援に係る企業や障害者などに対する支援
- 5 その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会 員

(会員の種類)

第5条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(経費等の負担)

第6条 正会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

(入社)

第7条 会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(退社)

第8条 会員は、いつでも退社することができる。ただし、1ヵ月以上前に当法人

所定の様式により当法人に対して退社の予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 総社員の同意があるとき。

第3章 社員総会

(開催)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヵ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに正会員に対して発する。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第14条 正会員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において、議長を選出する。

(議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員等

(役員)

第17条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上8名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 理事のうち2名を副代表理事とする。

(選任)

第18条 理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。

- 2 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別な関係にある者の合計が理事総数の3分の1を越えてはならない。
- 3 代表理事及び副代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第19条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。
- 3 副代表理事は、代表を補佐する。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第23条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

(顧問)

第24条 当法人に、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、理事会において選任する。

3 顧問は、代表理事の諮問に応え、理事会において意見を述べることができる。

第5章 理事会

(構成)

第25条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事、副代表理事の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、副代表理事が理事会を招集する。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、議事録に署名又は記名押印する。

第6章 計算

(事業年度)

第30条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第31条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。

これを変更する場合も、同様とする。

(剰余金の不分配)

第32条 当法人は、剰余金の分配をしないものとする。

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第33条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第34条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第35条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 附 則

(最初の事業年度)

第36条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和8年3月末日までとする。

(設立時の役員)

第37条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 相澤欽一 大場俊孝 加藤幹夫

設立時代表理事 相澤欽一

設立時監事 山谷宗一

(設立時正会員の氏名及び住所)

第38条 設立時正会員（社員）の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 宮城県仙台市泉区上谷刈5丁目24番21号

設立時正会員（社員） 相澤欽一

住 所 宮城県栗原市築館字八沢南沢85番地

設立時正会員（社員） 大場俊孝

住 所 宮城県仙台市泉区根白石字判在家25番地の2

設立時正会員（社員） 加藤幹夫
住 所 宮城県白石市福岡長袋字陣場屋敷48番地
設立時正会員（社員） 山谷宗一

（法令の準拠）

第39条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人宮城就業支援ネットワーク設立のため、この定款を作成し、
設立時社員が次に記名押印する。

令和7年3月27日

設立時社員 相澤欽一

設立時社員 大場俊孝

設立時社員 加藤幹夫

設立時社員 山谷宗一